

令和4年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和4年3月3日（木曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1番 小川 克也 | 2番 佐野 英俊 | 3番 石川 敏 |
| 4番 小川ひろみ | 5番 赤間しづ江 | 6番 佐々木春樹 |
| 7番 文屋 裕男 | 8番 高橋 浩之 | 9番 遠藤 昌一 |
| 10番 佐々木金彌 | 11番 佐藤 貢 | 12番 細川 運一 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|---------------|-------|
| 村 長 | 萩原 達雄 | 副 村 長 | 早坂 勝伸 |
| 教 育 長 | 齋藤 浩 | 監 査 委 員 | 渡邊 保夫 |
| 総 務 課 長 | 佐野 克彦 | 企 画 財 政 課 長 | 残間 文広 |
| 住 民 生 活 課 長 | 金刺 隆司 | 税 務 課 長 | 堀籠 淳 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 早坂紀美江 | 産 業 振 興 課 長 | 渡邊 愛 |
| 都 市 建 設 課 長 | 後藤 広之 | 学 校 教 育 課 長 | 森田祐美子 |
| 社 会 教 育 課 長 | 大沼 善昭 | 参 事 兼 指 導 主 事 | 岩渕 克洋 |
| 会 計 管 理 者 | 堀籠満智男 | 子 育 て 支 援 室 長 | 小川 純子 |

事務局出席職員氏名

| | | | | | |
|------|--------|----|-------|----|------|
| 事務局長 | 堀籠 緋沙子 | 書記 | 片浦 則之 | 書記 | 残間 頼 |
|------|--------|----|-------|----|------|

議事日程（第3号）

令和4年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第17号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 3 議案第18号 令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

て

- 第 4 議案第 19 号 令和 3 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 20 号 令和 3 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 6 議案第 21 号 令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 22 号 令和 3 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 23 号 令和 3 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 9 議案第 24 号 令和 4 年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 10 議案第 25 号 令和 4 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めること
について
- 第 11 議案第 26 号 令和 4 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 12 議案第 27 号 令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることにつ
いて
- 第 13 議案第 28 号 令和 4 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることに
ついて
- 第 14 議案第 29 号 令和 4 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについ
て
- 第 15 議案第 30 号 令和 4 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 4 年第 1 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を
開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番高橋浩之君、9番遠藤昌一君を指名いたします。

日程第2 議案第17号 令和3年度大衡村一般会計予算の補正について
議長（細川運一君） 日程第2、議案第17号、令和3年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、議案第17号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度大衡村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1,101万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,069万9,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は、債務負担行為の補正で、第3表でご説明申し上げます。

第4条は、地方債の補正で、第4表でご説明申し上げます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費の補正で、追加7件でございます。

1件目は、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続ワンストップ化に伴うシステム改修業務、金額が330万円です。

2件目が、海老沢線外2改良舗装事業で7,301万円です。

3件目、榎田戸口線舗装補修事業、4,950万円です。

4件目、竹ノ内蒜袋線交差点改良事業、5,179万9,000円です。

5件目、平林線改良事業、353万7,000円です。

6件目、橋梁維持補修事業、307万2,000円です。

7件目、公園維持管理費、3,300万円です。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為の補正で、1件追加でございます。

万葉バス運行業務委託で、期間が令和4年度、限度額につきましては902万円でございます。

その下の第4表地方債の補正でございます。

変更で、1件目が道路橋梁整備事業債1億5,500万円を、20万円増額いたしまして1億5,520万円とするものです。

辺地対策事業債3,980万円を、620万円減額し3,360万円とするものでございます。

続きまして、内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳入です。

1款1項1目個人村民税385万円の増。

2目法人村民税600万円の増。

2項1目固定資産税1,130万円の増。

3項2目種別割31万円の増。

4項1目たばこ税450万円の増。

続きまして、11ページをお願いいたします。

12款1項1目地方交付税9,910万8,000円の増。こちらにつきましては、普通交付税の追加交付分でございます。

15款1項2目商工使用料15万7,000円の増。

3目土木使用料368万5,000円の増。

4目教育使用料15万1,000円の減でございます。内容につきましては、説明記載のとおりでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

15款2項1目総務手数料32万円の減。

2目衛生手数料387万2,000円の増。こちらにつきましても、説明記載の内容となっております。

16款1項1目民生費国庫負担金1,226万円の減。こちらにつきましては説明記載のとおりでございます。4節児童手当負担金につきましては精算交付に伴う減額でございます。

2目衛生費国庫負担金1万1,000円の増。

次に、13ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金293万3,000円の増。

2目民生費国庫補助金168万9,000円の減。

3目衛生費国庫補助金9万4,000円の減。

5目消防費国庫補助金108万8,000円の減。

6目教育費国庫補助金36万9,000円の増。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金27万円の減。こちらにつきましても、説明記載の内訳となっております。

3項2目民生費国庫委託金80万6,000円の増。

次に、14ページをお願いいたします。

17款1項1目民生費県負担金477万6,000円の減。

2目衛生費県負担金1万円の増。

3目農業費県負担金53万5,000円の減。こちらにつきましても、説明記載の内訳となっております。

2項1目総務費県補助金6万8,000円の減。

2目民生費県補助金7,000円の増。

次のページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金22万円の減。

4目農林水産業費県補助金98万円の減。

5目教育費県補助金15万8,000円の減。

6目振興総合補助金1万8,000円の減。

7目消防費県補助金35万6,000円の減。こちらにつきましても、説明記載の内訳となっております。

3項1目総務費県委託金312万8,000円の減。

2目土木費県委託金1万1,000円の増。こちらにつきましても、説明記載のとおりでございます。

18款1項1目財産貸付収入258万1,000円の増。内訳は説明記載のとおりでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

18款1項2目利子及び配当金1,818万4,000円の増。こちらにつきましても、説明記載の基金等の利子等でございます。

2 項 1 目不動産売払収入1,624万9,000円の増。こちらにつきましては、2 節の土地売払収入につきましては旧テニスコートの財産処分の収入を見込んでございます。

20款 2 項 1 目財政調整基金繰入金1,100万円の増。

3 目地域振興整備基金繰入金 1 億7,007万8,000円の増。こちらは基金の廃止に伴うものでございます。

次の17ページをお願いします。

4 目長寿社会対策基金繰入金28万円の減。

6 目ふるさと基金繰入金157万2,000円の減。

8 目明神揚水機施設維持管理基金繰入金 9 万7,000円の減。

9 目赤水処理施設維持管理基金繰入金62万8,000円の減。

10目大衡村災害復旧資金貸付基金繰入金381万8,000円の増。こちらにつきましては、貸付金未償還者からの返済金でございます。

14目21世紀田園文化創造基金繰入金1,000円の増。

15目土地開発基金繰入金 2 億2,814万7,000円の増。こちらにつきましても、基金の廃止に伴うものです。

16目ふるさと創生基金繰入金 2 億5,722万円の増。こちらも基金の廃止に伴うものです。

22款 1 項 1 目延滞金30万円の増。

次の18ページをお願いいたします。

22款 4 項 1 目雑入119万8,000円の増。こちらにつきましては、説明記載のとおりでございます。

23款 1 項 1 目土木債580万円の減。説明記載の 5 事業に係る分でございます。

2 目消防債20万円の減。

続きまして、歳出でございます。

19ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費174万7,000円の減。

次の20ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費610万8,000円の減。こちらにつきましては説明記載の事業でございまして、事業完了やコロナの影響による事業の取りやめ等による減額が主なものでございます。8 節が旅費225万3,000円の減。こちらが今申し上げましたコロナの影響

等による出張等の取りやめ等による減額でございます。あとは次の21ページ、17節備品購入費42万2,000円の減につきましては、タブレットの請負残でございます。

2目文書広報費344万7,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の法規管理費、広報おおひら発行費、村誌編纂事業に係る減額分でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

3目財政管理費41万2,000円の増。こちらにつきましては、2節から4節は人件費でございます。10節需用費は消耗品費の増額補正でございます。

4目会計管理費9万2,000円の減。

5目財産管理費806万3,000円の減。こちらにつきましては、庁舎管理費、普通財産管理費、大衡村多目的施設管理費に係る補正の減でございます。10節の需用費115万7,000円の増額補正につきましては光熱水費、電気料でございます。庁舎の電気料、あとは多目的施設の電気料の増額補正となっております。

次に、23ページ、6目企画費268万2,000円の減でございます。こちらにつきましては説明記載の4事業に係るものでございまして、18節負担金補助及び交付金143万1,000円の減、こちらにつきましては説明記載のとおり代替バスの運行補助に係る駒場線、三本木大衡線の額の確定による減額でございます。24節積立金27万円の減額。こちらにつきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金、給食センターの積立額の確定による減額でございます。

8目財政調整基金費7億8,134万9,000円の増額でございます。こちらにつきましては、内訳は説明に記載のとおりでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

10目諸費390万6,000円の減。こちらにつきましては説明記載の事業の増減の補正でございます。10節需用費16万9,000円の減、このうち光熱水費22万円の増額につきましては防犯灯の電気料に係るものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費7万4,000円の減。

2目賦課徴収費387万5,000円の減。こちらにつきましては賦課徴収費、滞納処分費に係る減額補正でございます。12節委託料335万円につきましては固定資産課税基礎資料データ作成業務に係る減額でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費 4 万 9,000 円の減。こちらにつきましては説明記載の 2 事業分でございます、12 節委託料 247 万 2,000 円の増額につきましてはマイナンバーカード所持者の転入・転出手続ワンストップ化に伴うシステム改修費でございます。

4 項 1 目 選挙管理委員会費 7 万 2,000 円の減。

2 目 常時啓発費 3 万円の減。

27 ページをお願いいたします。

3 目 宮城県知事選挙費 289 万 4,000 円の減。

4 目 衆議院議員選挙費 61 万 9,000 円の減。

次のページ、28 ページをお願いいたします。

5 項 1 目 統計調査総務費、こちらにつきましては財源の入替えでございます。

6 項 1 目 監査委員費 7,000 円の減。

次に、29 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費 667 万 3,000 円の減。こちらにつきましては、説明記載の 4 事業分の増減額補正でございます。

2 目 国民年金費 76 万 6,000 円の減。

3 目 老人福祉費 424 万 3,000 円の減。こちらにつきましても説明記載の事業に係る補正でございます。

次の 30 ページをお願いいたします。

4 目 障害者福祉費 601 万 2,000 円の増。こちらにつきましては説明記載の事業でございます、次の 31 ページの 19 節扶助費 604 万円の増額補正につきましては障害介護・訓練等給付費に係る補正が主なものでございます。

5 目 福祉センター管理費 8,000 円の減。

2 項 1 目 児童福祉総務費 235 万 4,000 円の減。こちらにつきましても、説明記載の 3 事業分でございます。

2 目 児童措置費 555 万円の減。

3 目 母子福祉費 30 万 4,000 円の減。

5 目 児童保育費 191 万 8,000 円の増。

次の 32 ページをお願いいたします。

18 節負担金補助及び交付金 104 万円につきましては、説明記載のとおり、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございます、保育士の賃金 3 % 程度アップ分の補助金で

ございます。

6目児童福祉費250万2,000円の増。

4款1項1目保健衛生総務費187万9,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の2事業分でございます。

2目母子保健費264万4,000円の減。こちらにつきましても、説明記載の3事業分でございます。

3目予防費172万3,000円の減。説明記載の3事業分でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

4目環境衛生費343万9,000円の減。

次の35ページをお願いします。

2項1目清掃総務費189万7,000円の減。

2目塵芥処理費127万3,000円の減。こちらは12節委託料でございまして、ごみ収集業務に係る減額補正でございます。

5款1項1目農業委員会費42万円の減。

2目農業総務費2万6,000円の減。

次の36ページをお願いいたします。

3目農業振興費190万円の減。こちらにつきましても、説明記載の4事業分の減額補正でございます。

次に、37ページ、4目畜産振興費7万4,000円の減。

5目農地費695万4,000円の減。こちらにつきましては、主なものは14節工事請負費650万円の減額で、西沢用排水路に係るものでございます。

2項1目林業振興費11万9,000円の増。

次の38ページをお願いいたします。

6款1項1目商工総務費156万4,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の3事業分の増減額補正でございます。

次に、39ページの2目商工振興費98万9,000円の減。

3目排水管理費25万8,000円の減。

7款1項1目土木総務費79万7,000円の増。

次のページをお願いいたします。40ページをお願いいたします。

主なものにつきましては、27節繰出金、これは120万8,000円の増。こちらにつきまし

ては、土地開発基金の繰出金で、通常利子と基金廃止による土地買戻し分の利子を含んでおります。

2項1目道路維持費103万3,000円の増。こちらにつきましては、主なものは13節使用料及び賃借料90万円、こちらは除雪機械等の借上料でございます。15節原材料費110万円は、融雪剤に係るものでございます。

2目道路新設改良費1,001万5,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の4事業分でございます。

次に、41ページをお願いします。

3目橋梁維持費174万5,000円の減。

3項1目河川総務費6万4,000円の減。

4項1目都市計画総務費561万4,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金580万円の増額でございます。説明記載の北四番丁大衡線の街路事業分でございます。

2目公園費589万6,000円の減。

次の42ページをお願いいたします。

3目下水道費1,035万8,000円の減。

4目定住促進費613万4,000円の減。

5項1目住宅管理費1万円の増。

2目定住促進住宅管理費50万9,000円の減。

8款1項1目常備消防費2,023万8,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金で、黒川行政事務組合の負担金で交付税における基準財政需要額の確定による負担金案分比率の変更に伴います増額補正でございます。

2目非常備消防費429万3,000円の減。

次の44ページをお願いいたします。

3目消防施設費14万4,000円の減。

4目災害対策費276万1,000円の減。

次に、45ページをお願いします。

9款1項1目教育委員会費29万5,000円の減。

2目事務局費358万5,000円の減。

次の46ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費272万8,000円の減。こちらにつきましては、内訳の中で10節需用費106万4,000円につきましては電気料でございます。

47ページをお願いいたします。

2目教育振興費267万8,000円の増。こちらにつきましても、主なものは10節需用費15万7,000円の増額につきましては内訳記載のスクールバスに係る燃料料でございます。24節積立金につきましては、スクールバス購入等基金積立金でございます。

3項1目学校管理費221万4,000円の減。

次の48ページをお願いいたします。

中学校におきましても10節需用費116万5,000円の増額補正でございますが、主なものは光熱水費の電気料でございます。

2目教育振興費49万1,000円の減。

4項1目社会教育総務費80万9,000円の減。説明記載の6事業分でございます。

2目公民館費113万8,000円の減。

次の50ページをお願いいたします。

4目平林会館管理費21万5,000円。こちらにつきましても需用費の補正でございますが、電気料の補正でございます。

5目万葉研修センター管理費3万1,000円の増。

6目美術館管理費17万9,000円の減。

5項1目保健体育総務費57万3,000円の減。

次の51ページをお願いします。

2目体育施設管理費120万1,000円の減。

3目学校給食センター管理費2万7,000円の減。

次の52ページをお願いいたします。

10款1項1目農林施設災害復旧総務費53万6,000円の減。

2目大衡村排水処理施設維持管理費1,566万円の増額でございますが、こちらの主なものは27節繰出金でございます。

3目明神揚水機維持管理費9万7,000円の減。

11款1項1目元金93万8,000円の増。

次に、53ページをお願いいたします。

12款1項1目土地取得費1億745万6,000円。こちらは、土地開発基金の廃止に伴いま

す土地部分を一般会計で買戻しする部分でございます。

13款1項1目予備費につきましては、財源の調整でございます。

なお、54ページ、55ページは給与費明細でございますので、後ほどご覧いただきたい
と思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） まず、15ページの多面的機能支払推進交付金が予定どおりというふう
な中で、中間管理機構の協力金がこのぐらい減額になっている要因ですね。

それから、18ページ、北四番丁線の事業費、これの内容。

あと、43ページの支出で常備消防費の増額補正になっている要因。

それと、広報おおひら発行費について。

4点お願いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

多面的機能支払交付金の関係は1,000円ということで減額でありましたけれども、額
がおおよそ想定した額とほぼ同一というような形で調整をさせていただいたものでござ
いますが、ご指摘のありました農地中間管理機構集積協力金につきましては、これまで
の実績等も踏まえて当初予算で150万円ほどを想定していたところでありまして、
実際、実績として3件ほど、面積にして186アールほどの面積にとどまったというよう
なことでありまして、実績、結果といたしまして27万9,000円の協力金ということにな
ったものでありまして、差額の122万1,000円を減額と措置させていただいているところ
でございます。

以上です。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 北四番丁大衡線の街路事業の内容ですけれども、補正後の予算
といたしまして1,080万円となっております。事業費の10%が村負担ということで、対
象事業費が1億800万円という事業の内容になっておりまして、その内容といたしまし
ては、道路詳細設計分といたしまして3,100万円、橋梁詳細設計分といたしまして
5,700万円、道路測量分といたしまして1,500万円、地質調査分といたしまして500万円、
合わせて1億800万円の事業費の内容となっております。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 43ページの常備消防費、黒行への消防費の負担金の増額の内容というところでございます。2,188万9,000円ほど増額という形になっておりますけれども、大きい要因として3点ほどございます。

まず、国調人口が150人程度上がったということが、段階補正の関係で国調人口が上がったと。あとは消防費の単位費用、今までの1万1,400円が1万1,700円に増額になったと。あとは補正係数というのがありますが、この補正係数の部分も率が若干上がったという形になっておりますので、この3点、3つとも上がったということで、いわゆる負担額が上がったというような形になっているところでございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

広報おおひら発行費の減額理由でございますけれども、当初予算におきましては発行ページ、一月当たり26ページで積算してございます。しかしながら、その実績等を見ますと平均20ページ程度で発行しておりますので、その支出見込みによります減額補正でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 中間管理機構のことはいつもお伺いするんですけれども、そろそろ最初に契約したところの更新というんですかね、そういうのも始まってくると思うんですけれども、その辺の状況はどのようになっているのでしょうか。

それから、北四番丁線に関して現実的にはどういった事業が行われたというふうに認識すればよろしいのでしょうか。

あと、消防費の増額については黒行でも示されてびっくりしたんですけれども、急にこのぐらいの増額になってしまうということを総務課なり財政課として予想していたものなのかどうか。

それと、広報おおひらについてはちょっと質問する場面がなかったのでお伺いしたんですけれども、前回発行された広報おおひら、文字の誤りがあったんです。聞いているかも分かりませんが、これは「更生保護」という文言が2か月に1回とか、3号に1回ぐらい出てくるんですけれども、いつも「更生」の「生」が「生」ではなくて「正しい」というふうに誤って表示されていると。その団体の方々から非常にクレームを私はいただくものですから、この場を借りてご指摘させていただきました。

その辺、お願いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今後の更新というような話でありますけれども、ご存じのとおり農地中間管理事業につきましては平成26年度からのスタートということでありまして、おおよそ10年度の契約でありますので、まだその時期は到来していないということではありますけれども、ご存じのとおりその協力金の額等の見直しもされてまいりまして、見通しとしてあとその協力金そのものがなくなるというような予定もございますので、なかなかその当初の何というんですか、おいしい部分といいますか、そういったところもないということで、なかなか頭打ちになってきているというのが大衡だけではなくて、県なり全国的な流れということになってきております。

ただ、目標として8割の集約を目指すということで、現状として50%程度だと思っておりますけれども、これもご存じのとおり、今国会なりで話がされているとおり、さらにその目標に向けて強化をするということで法制度化なんかもされて、人・農地プランなども兼ね合いを、なって、いつまで例えば大衡村としてどのように集積していくのかということがもっともっと何というか、厳しく監視されていくと。それに取り組んでいかなければならないという状況であることは現状として認識をしているところでございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 北四番丁大衡線の事業の具体的な内容と現在の状況ということでよろしかったでしょうか。北四番丁大衡線の事業につきましては、大和町を含めて全体3.4キロメートルのうち、大衡村分1.6キロメートルの作業を行っております。現在の道路の現況測量を行った後に道路の詳細設計のほうを行っております。加えまして、関連する地質の調査と、間に橋がありますから橋の詳細設計のほうを進めている状況でして、関係する地権者、農業の状況等々を関係の方に聞き取りをしながら設計のほうを今まとめている作業の状況となっております。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 毎年この関係については基準財政需要額の変更で例年多くても10万円とか、そういった感じの変更は毎年あるものでございます。ただ、今回については、当然、国勢調査の人口が増えたということで、ある程度の額は変更にはなるんだなというふうには思っておりましたが、私もちょっとこの金額を見てびっくりはしたわけでござ

ございますけれども、それ以外の部分でいわゆるその単価ですかね。1万1,400円から1万1,700円、それにプラスアルファ補正係数等々の変更もありまして、国調人口以上にそういった係数の上昇もあってこのぐらいの金額が増えたと。当初、このぐらいを予想していたかといえば、あまりそこまでは予想していなかったというのが現状でございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、広報おおひらの発行に関して度々文字の誤りがあったということで、大変申し訳ございませんでした。今後も校正委員会等がありますので、広報のまず原稿の作成、そして校正を特により注意しながら進めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 中間管理だけ、あとお伺いしますけれども、中間管理機構で示しているところで、大衡村として土地の集積だけではなくて圃場整備にも協力してもらえらるはずの制度なんですよ。その辺をうまく使って今後の農地維持に努めていただけるような方策を取っているものなのかどうか。

そして、10年という契約なのでなかなか契約しにくいし、そろそろ10年がたつというときに受け取っている方が実際できなくなった場合にどうするか、やはり大きな課題だなというふうに思っています。その辺、担当課としてどのような分析されているのかだけ、お伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 圃場整備の関係でありますけれども、これもご存じのとおり、大衡地区については他の市町と比べますと圧倒的に圃場整備が進んでいないというような現状であることは皆様周知の事実だと思っております。

そういった中で、大規模集約化なりの流れが先ほど言いましたとおり国等から示されておりますけれども、なかなか機構事業だと負担が少ないなり、なしでできるということのメリットもありまして、そういったところに何とか乗っけてやれないかという検討なりはするわけでありまして、なかなか何が原因か、我々のもっと、皆様方へのPRが少ないのか、なかなかその土地の動き、集約化というのは大衡のみならず、思ったようには進んでいないというような状況でありますから、なお、さっき言ったように制度もだんだんあまり魅力的ではなくなってきた、そういった中で逆に義務的に求

められていくというところもありますので、そういったところももっと見極めながら農家の皆様のメリットと言うとあれですけども、言葉があれですけども、生き残りをかけるような、何とか大衡の農業を維持していくような形で担当課としては進めていきたいなと思っているところでもあります。

また、もう一点、10年契約の関係でありますけれども、10年経過した後という契約された方がまた年齢もその分10年延びる、高齢になるということでありまして、頼んだ方ももうちょっとその代が変わってしまうとか、あとは頼まれる方もそれだけ10年またなるということでもありますから、受け手となる方々の、個人、団体ですね、そういったものについてもさらなる何というんですか、後継者を育成できるような支援の仕組みもありますので、そういったところも踏まえながら、村としても新規に法人なんかで雇っていただきますと10万円を出す制度もありますから、そういったところももっとPRしながら、今、現状維持ではなくてそういった法人についても次の世代の部分、第1世代の方々はかなり意欲を持って取り組まれておりますけれども、70代、80代と今なっておりますから、そういったところの次の世代の育成といいますか、そういったところについても着目をしているところでもありますし、そういった支援なりを進めていきたいなというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 2点伺います。

1点目は、昨日の基金条例の整理、廃止と、新設された基金条例に関連する質問ですけども、今回3つを廃止しまして、今回繰入れ措置、16ページ、基金繰入金で減額、繰入れ措置がされており、さらに新設の基金、それから財政調整基金へ振り分けて積立て措置が取られておりますけれども、廃止する3つの基金の原資を考える場合に、年数、経過もしている関係もあると思うんですけども、特定されるお墨つきといいますか、そういう財源的に考える場合、特定されるお墨つきたるものがないのか、恐らくそういう考えは出てこないと思いますけれども、その確認。

それからもう一点、一部事務組合の負担金ですけども、組合のほうで精算した場合に不用額が発生しての今回、減額措置かと思うんですけども、従来といいますか、黒行内部で財源留保をして各町村に返納精算をすることなくやってきた年もあると思います。今年度のその考え方について確認したいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今般の基金の統廃合によります、まず歳入におきましては基金の繰入金でありまして、それぞれ地域振興整備基金繰入金と土地開発基金、あとふるさと創生基金から繰入れをさせていただいております。

それらを廃止して、あとは23ページの8目財政調整基金費で7億8,000万円ほど、増額補正をさせていただいております。こちらにつきましては、お墨つきということですが、この基金の特定財源があったのかどうかというご質問かと思えますけれども、こちらにつきましては全てそういった国等の財源はありませんので、そのまま財政調整基金と新たに創設いたします公共施設整備基金のほうに積立てをさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 総務課長でいいのかな。一部事務組合の負担金の減ですか、についてですよね。それも企画財政課長。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 失礼しました。

今般、各担当課にまたがります黒川行政事務組合の負担金の増減の補正でございます。こちらにつきましては、黒川行政事務組合のほうから毎年度、今の時期に精算というような形で追加と、あとは歳入で戻入れという形で精算をさせていただいたもので、今般ちょっと金額が大きいものは先ほど総務課長が申しあげました消防費に係る負担金が、これはちょっと例年と違うイレギュラーの部分でありますけれども、その他につきましてはある程度のその事業の精算によります歳入の戻入れで処理をさせていただいております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと、廃止する基金の繰入金、地域振興整備基金、それから土地開発基金、ふるさと創生基金については、過去を見た場合に国庫等のそういう特定財源は含まれていないという解釈でよろしいか、再度確認いたします。

それから、一部事務組合の負担金精算、戻入れについては、今年度は消防費、特に2,000万円を超す負担があったゆえに、ほかについても障害、民生費なんか、金額は小さいんですけども、最終的に全ての負担金で精算、戻入れ措置を取ったという理解でよろしいのか、再度確認いたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 基金につきましては、特定の国庫等の補助金等の財源はござい

ませんという認識でございます。

あと、黒行の負担金につきましては、もう既に戻入れは2月時点で済んでおりまして、今後この補正予算をお認めいただきましたら、黒川行政事務組合のほうに歳出で負担金を支払うというような流れでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 一般質問でも交通手段の件で質問しましたけれども、今回、村民バス、それからデマンド等、補正が出ていますので関連で質問いたします。

村民バス、代替バス、内容としましては代替バスの運行補助金の減額ということですが、2路線別の当初の予算額がどのくらいで、それぞれの減額がどのくらい路線別にあるものか、なっているか。残り、現予算ですね、補正後の予算がどのくらいになるか。

それから、あとデマンドにつきましても73万9,000円の減額ということですが、減額の中身についてはどういったものの内容なのか。

あと、高齢者タクシーの利用助成、これは47万5,000円の追加ですが、追加部分の内訳、内容について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 失礼いたしました。

まず、村民バスの運行補助金の減額補正の内訳でございますが、駒場線は確定額が1,791万6,000円、三本木大衡線が276万4,000円でございます。当初予算額が2,211万1,000円でございますので、その分、今般143万1,000円を減額させていただいたものでございます。

次に、デマンド交通の減額の主なものにつきましては、車両に係ります燃料費、こちらを58万円減額させていただいております。こちらが主なものでございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 高齢者等タクシー利用助成につきましては、3月までの利用実績を鑑みまして委託料のほうを増額、それから福祉タクシーの利用につきましては減額ということでの補正を行ってございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 代替バス、駒場線、三本木線、それぞれの合計での当初が2,211万1,000円ですが、その内訳はありますか、まず。

あと、この代替バスの実績の委託というか補助期間、たしか年度が年途中から途中ですよね。だったというふうに記憶しているんですけども、何月から何月までの実績に基づいたその補助金額の確定なんだろうと思うんですけども、そういったところでの状況ですね。割合にすれば何%ですかね。そんなに大きくないのかもしれませんが、運行の状況の実績の状況がどういったものかお聞きしたいと思います。

あと、タクシーについては、高齢者分は委託料がプラスと、あと福祉タクシーが減ですか。金額まで、幾らになっているか、その内訳もちょっと伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

先ほど2路線、トータルの予算措置を申し上げました。内訳でございますが、駒場線が1,900万1,000円、三本木大衡線が311万円でございます。そして、運行の期間でございますが、10月から翌年の9月30日までとなっております。今年であれば令和2年10月1日から令和3年9月30日までの分の今年度の補助金でございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず委託料につきましては、過去の実績を基に3月で利用実績が伸びるということ踏まえまして、57万1,000円の増額を見込んでございます。

福祉タクシーにつきましては扶助費になりまして、こちらにつきましては償還払い等を行うものでございます。こちらにつきましては、9万6,000円の減額をさせていただいております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 代替バス、年度途中の期間の設定ということで実際捉える数字は変わってくるんでしょうけれども、来年度、令和4年度予算、多分、当初では同じぐらいの予算措置でしょうかね。今回減額ということですけども、今までこういったケースというのはちょっと私も記憶があまりないんですけども、あったんでしょうか。運行実績に応じての精算ということになりますので、どういった部分の金額が減ったことによる減額ということなんでしょうか。利用者数の要因ではないのかなという感じがするんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問あります代替バスの運行補助金に関しましては、例年、当初予算の措置の時点では次年度の見込額を要求してございます。先ほどお話ししまし

た補助の期間が年度をまたがりますので、例年11月の中旬頃にミヤコーバスから当該期間における実績等が上がってきまして、それに基づく補助金の申請があるというようなことをございますので、例年この時期の補正をさせていただいてございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私、30ページの老人クラブ、単位クラブ、それから連合会ともに減額になっているんですけれども、その理由についてと、それからあともう一つ、農地中間管理機構、このことを聞きたかったんですけれども、佐々木春樹議員のほうの答弁で大体私の聞きたかったことがあったんですけれども、最後に圃場整備について課長のほうから大衡村はご存じのとおり進んでいないというようなこと、答弁があったわけなんですけれども、確かにそのとおりだと思いますけれども、この理由として何が挙げられるのかな。その辺をまずお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 老人クラブの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各団体の事業が行えなかったことに伴いまして繰越額の増額がございました。そのために、令和3年度の補助金につきましては減額しての補助金交付とさせていただいておりました。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 圃場整備の進まない理由ということでもありますけれども、もとの、先ほど来の話にもありましたとおり高齢化等も進んでおまして、圃場整備については補助が出るということもありますけれども、当然、機構の制度は別として個人負担分が発生してくるということがありまして、なかなかいろいろ検討を進めた地区等も過去にはありましたけれども、個人そのものもその対象となる方々も高齢化になってきていると。そういった中で後継者もなかなか育っていないというような中で、将来にわたっての見通しが立たないという中で新たな投資といいますか、個人的な負担をするということが難しいという点がありまして、なかなか皆さん、じゃあやりましょうというところに至らないというのが現状でございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 単位クラブが9万9,000円、今年、令和2年ですか、コロナが発生してほとんど老人クラブとしては活動できなかったというのが現状だったわけなんですけれども、そのためにこの1つの単位クラブ当たり、前年度よりやっぱり7,600円の減額を

されました。これは知っております。それから、あと連合会のほうも13万4,000円ということがされたということも、これはコロナの関係でしようがないなどは思っております。

ただ、ここで今現在、老人クラブというの、今どれだけの活動をしたかということちょっと見てみますと、私たちの単位クラブで見ますと、今年に入ってまたオミクロン株が物すごい勢いで出てきましたもので、スマイルボーリングと、それから女性部の研修、この2つだけ、どうしてもできなくなってしまったというのが現状だと。その前の令和3年の事業はほとんどこなしてきたわけなんですよね、何とか。そういう関係で今年のあれがどんどんどん目減りしてきているというのが本当の理由なんです。

ただ、そういう中でちょっと耳にしたんですけれども、7,600円の減額をしたほかに返還を要求されるかもしれないよというようなうわさを聞いたわけなんですよね。その辺、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

それからあと、今、農地中間管理機構のほうなんですけれども、圃場整備のほうで今ほとんど1町歩の補助を実施するというような状況でやっていると思うんですけれども、1町歩の整備をした場合に個人負担はどれぐらいになるのか、まずそれをお聞きしたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で事業ができないという状況が続いておまして、令和3年度につきましては感染防止対策を講じながら事業を進めてほしいということで団体のほうにはお願いをしてきておりました。実際、令和3年度、スポーツ大会等の事業が行えてきたということで安堵しているところではございます。令和3年度に限っての減額での補助金の交付をさせていただいておまして、次年度、令和4年度につきましては通常どおりの補助金額のほうを計上させていただいております。

また、老人クラブの補助金のほうにつきましては、県からも村経由で補助がなされておまして、やはり繰越額が多いということで県からの返還が求められているところでございましたので、そちらにつきましては連合会のほうを通じまして返還の措置をしていただくよう進めてきておりました。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご質問の1町歩に要する個人負担がどれぐらいになるかという

ことでありますけれども、当然その土地の条件、形状等、そういったものもありまして一概に幾らということは持ち合わせていないわけでありまして、通常の圃場整備事業の場合の個人負担といたしましては、整備費に係る割合としては12.5%ということで、そういった県なりの事業でやった場合の個人負担というのはその割合で求められるというようなところであります。

付け加えて申し上げますと、そういった大衡の耕地条件、さらには圃場整備が進まないということも、そういった流れの中で受け手の方もいないというような、そういった繰り返りでミスマッチでなかなかその集約が進まない、高齢化が進んでいく、受け手がない、圃場が小さいというような悪循環がずっと続いているということで、その辺を何とかしたいというふうにもいろいろ模索をしているところでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 老人クラブのほうの県への返還ですね。それはどれぐらいになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、あと圃場整備の件なんですけれども、あるところなんですけれども、5反歩の計画で圃場整備を行ったわけなんですけれども、今の時代には合わないということで、すぐじゃあ1町歩にするのにはどうか皆さん、ご協力願えませんかと、そこのリーダーの方が回って歩いたそうなんですけれども、やはりその前の圃場整備の返還金がまだ残っているわけですね。それでまたというのはなかなかということで、進まないというような状況があるわけなんですよね。

やっぱりそういうときに本当は行政が手を差し伸べるというのが一番いいんじゃないかなと私は思うんですよ。今回、今度、今、質問していますけれども、なかなか進まないという中で、やっぱり行政のほうでリーダーになって進めていくというふうにならないのかなと私、いつも思うんです。

3反歩や5反歩の田んぼで20町歩を作れと言ったところ、とてもじゃないけれども作れないと思うんですよ。ところが、1町歩の田んぼ20枚を1人でやれと言ったら、これ、できると思うんです、私。1町歩の田んぼであれば。とにかく広い田んぼ、その地形に合ったような広い田んぼを作って、そして暗渠排水をきちっとやって、そして農業を続けてもらうというふうにしないと、私は今のこの米価の安さからいっても、こんなに安くなった米価なんて、本当に考えることもできなかつたんですけれども、そういうふうにして行政がリーダーシップを取ってやっていくべきではないかなというふうに私はそ

う思うんですけれども、その辺の考えもお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在手元にごございます資料になりますが、令和3年度の返還額は5万7,600円から5万円にしたことに伴います9万9,000円ほどを見込んでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 議員がおっしゃられたとおり、そういった事例は各所にあるかと思えます。村としてどういった手を差し伸べるかということでもありますけれども、当然個別のことになりますので、そういった方々のご相談をして進めたいというのはありますけれども、現在あります農業環境整備の支援事業の補助金の中でもありますけれども、年度内1回ではありますけれども補助の上限500万円以内ということで、そういった畦畔の撤去とか、そういったものにも対応する柔軟な制度となっておりますので、そういった点もお示しもできますので、具体的にはご相談をいただければというふうに考えております。必ずしも全部それに適用するかどうかということもありますので、まずはご相談、賜ればと考えております。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時10分 休 憩

午前11時20分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 私は総務費、総務管理費の諸費に関連して2点ほどお伺いします。

今回、交通安全指導員費が125万1,000円、それから特殊詐欺撃退電話機購入補助金が20万円の減額補正をされているわけですが、まずこの減額された理由、そして特殊詐欺電話機の購入の資料の詳細と当初の予算をお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まず、交通安全指導員費125万1,000円の減額でございますけれども、一番大きいのが費用弁償、いわゆる出勤に係る費用弁償が一番大きい部分でございます。80万円ほど減額しております。そのほか消耗品等々、あとは修繕料等々が減額にな

っております、一番大きいのが費用弁償の減が一番大きいという形になっております。

あと、特殊詐欺の関係でございますけれども、補助金、実績として6件ほどございます。6件ほどございまして上限1万円ですかね、という部分で、当初30万円の30台ということで予定しておりましたけれども、20万円減額して10万円、これから出てくるかどうか分かりませんが、残り10万円という形での予算を確保している状況でございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） それでは、交通指導員、今現在何名いらっしゃって、80万円という金額の費用弁償が減額になるというのは相当大きい金額なんですけれども、コロナという理由づけがされればそれまでなんですけれども、まず本当に1回出動すればたしか1,500円くらいだと思うんですけれども、それを80万円という金額に積算すると相当な金額で、現在何人いらっしゃるのか、そして活動は大体、月に何回くらいやっているのか、お伺いします。

それから、特殊詐欺、この当初30万円ということで予算を計上しているわけなんですけれども、6台しか補助申請がなかったということなんですけれども、今現在、無線放送なんかでも時々ありますよね。特殊詐欺、今出ていますというような無線放送が日中よく放送されるわけなんですけれども、そういうことに対する対応ができる電話機であれば、ぜひもっとPRして、30万円、30台分の予算を取っているのであれば、ぜひそういうことをもっと積極的に周知されたほうがよろしいんじゃないのでしょうか、せっかくこういう補助があるのであれば。よく毎日のように新聞に出てきていますよね、特殊詐欺、オレオレ詐欺というもの何でも。そうして被害に遭われた高齢者とかなんとかと。

そういう方を防ぐためにもぜひ積極的にPRして、こういうものをつけたらいいんじゃないですかという、逆にこちら、執行部側から村側からどんどんPRされたほうがいいと思うんですけれども、その辺の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今、現指導隊員の隊員数でございますけれども、13名でございます。街頭指導を行っているような状況でございます、高橋議員おっしゃったとおり、通常であれば例えばふるさと祭りですとか、いろんなイベントの際の交通整理等々、本当は行う予定でございますが、それが軒並みなくなったという形でございますし、あと通常の街頭指導の部分に関してもなかなか出られない隊員もいたということで、結果的に

80万円ほどの減額になったという形でございます。

あとは特殊詐欺の関係については、おっしゃるとおりでございます、昨年の年度当初にこういった補助金がございますよという広報、広報紙でPRはさせていただいたんですけども、その後PR等々をしていなかったということもありますので、当然それは真摯に受け止めてチラシ及びそういったもので再度広報紙等でも広報し、PRに努めていきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） この事業は総務課所管でありますから、広報紙あるいは、もしかしてホームページという形でもあるかと思うんですけども、ぜひ老人福祉センターで行われているいろいろな事業がありますよね、高齢者を呼んだり、あるいは公民館で行っているお茶っこクラブとかなんかという。そういうところに担当者なりなんか、行くなり、その職員に要請して、こういうのもありますよというようなことを実際に面と向かって発信されたほうがよろしいんじゃないんですか。そのせつかく福祉センターとかなんかでいろいろな、毎日のように来ているでしょう。ショートとかなんかでもいいし、こういうところに来てもらった方々にこういうのがあるよということを告知するなり、お知らせするというのは、直接面と向かって言ったほうがよっぽど効果があると思うんです、私は。公民館でも何でもそうですし。

だから、担当は総務課でそういうPR、広報なりホームページなりで告知するのもいいですけども、そういういろいろなところに来た方々に対して、こういうのもありますよということをお知らせするのが、そちらのほうがよっぽど重要というか、この補助に対する効果が大きいと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 本当に高橋議員おっしゃるとおりだと思っております。チラシ配布、広報紙等でこれからPR、あとホームページ等でもPRはいたしますが、そういったいわゆる直接人が集まる場所に出向くか、あとはそのチラシ等をお願いして、例えばこういった撃退電話の補助があるから、その辺は該当しなくても、例えば独り暮らしのこういう人がいるから、この人に話をしてみるかという話もできますので、そういったことは当然、公民館の事業ですとか、福祉課の事業等々に出向いていくのはやぶさかではございませんし、そういった方向が一番なのかなというふうに今改めて思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 21ページ、文書広報費の中の村誌編纂事業の185万3,000円の減額、こちらの当初予算も丸々この金額でそれを減額していると思います。委員長報告でもいろいろな内容がありますけれども、この詳細をお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 21ページの村誌編纂事業185万3,000円の減でございますが、一番大きいのが会計年度任用職員の人件費を丸々下ろしているというところでございます。それに伴う通勤、期末の職員手当、共済費等々、あとは消耗品等を減額しているという部分でございます。

常任委員会等でもお話しさせていただいた部分はありますけれども、なかなかその会計年度任用職員を任用するに当たって役場OB3名ほどにちょっと声はかけたんですが、全て断られた経緯もございます。それで、当然これはちょっと理由にはならないかもしれませんが、本来その事務を予定しておいた職員がいるんですけれども、コロナのほうにちょっと兼務発令という形にもなりまして、実際補佐が対応したという経緯がございます。

ですので、今年度、令和3年度については事業がなかなかできなかったと。だからといって何もしなかったわけではなく、いわゆる今、村誌を作っているようなところに向向いていって、どういった方向でやったほうがいいでしょうかねという、例えば岩沼ですとか利府ですとか七ヶ浜、そういったところに向向いていって、そのやり方ですとか、そういったものノウハウをちょっと教えていただいたという経緯は当然ございます。あと、資料収集は当然、今現在も行っておりますけれども、結果的に会計年度任用職員等も採用できなくて全額を下ろすような形になったというようなものでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 今、総務課長が言ったようになかなか大変なことというか、大変な事業になるのかなと思いますけれども、委員会の委員長報告の中では令和5年度以降に専門職を置き、令和11年度、印刷製本に向け村誌編纂委員会を立ち上げ、編集委員会を開催予定ということのこの報告がありますけれども、この内容はどのようなことなのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まだこれは決定では当然ありませんけれども、そのような方向でや

りたいなど。いわゆる専任職員というのは、例えば総務課の通常業務でそれを片手間にやるというのはなかなか難しいだろうという部分で、そういった部分で専任職員というものを考えたいというふうに思っております。

ただ、これについても一応、村誌編さんのスケジュールというものはある程度はつくっておりますけれども、これが一応、内部的にまだまななければいけない部分もありますので、今現在の考えでは令和5年度以降、専任職員を雇用か、もしくは職員で置くかどうかちょっと分かりませんが、そこら辺で考えていって、令和6年度、村誌編纂委員会を立ち上げて、あとは編纂委員会、編集委員会等々も令和8年、令和9年、令和10年等々、追って開催をいたして、執筆等については業務委託をちょっと考えたいというふうには思っております。

ですので、そういった部分でなかなか、先ほど来申し上げましたとおり、何といたうんでしょうかね、例えばそれにたけた職員が3人ぐらいいるとか、あとは大学の先生か一本釣りでやってきて、そういった部分の編さんをするというのであれば、また話は違わんでしょうけれども、そういった意味でそういった考えの方向で、スケジュール感で村誌編さんをやっていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 本当に大変なことになるのではないかなと私は思います。なぜかといいますと、やはり村誌編さんが結局3年間ですか、専任の職員の方を置いて2年か3年ですか、そのところでやって、その業務が結局、今もう中断している状況ですよね。中断しているので、その中断を、来年も多分できない、再来年もできなくて、令和5年度あたりからやっていくということになるのかなと思うんですけれども、そこでやはり業務委託なんかをすればまた物すごい金額のお金がかかるとも思います。

また、本にするものなのか、今はもう電子の時代になっていて、そういう部分も考えなければいけないという部分で、これは検討委員会などを早めにつくるほうが私はいいのではないかと思いますけれども、そのあたりを再度伺いたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当然おっしゃるとおりでございます。当然、資料収集等については各課に1週間程度前にそういった資料となるものを必ず1部総務課に提出してくださいというような通知も出したり、そういった部分もでございます。

ただ、令和11年度、いわゆる村制140周年記念式典に向けて当然、多分、刊行物とし

て発行するような形になろうかと思えますけれども、それに向けて、中断しているわけではないんですけれども、資料収集、実際の動きというのは中断しているかもしれませんが、実際、資料収集等々、あとはこういったやり方の方向性とかは職員が行ってやっておりますので、当然早め早めには考えたいんですけれども、いろいろな例えば人的なものですとか、そういったものもありますので、あとは例えば委託するにしてもそのお金の面、財源の面等々もありますので、そこら辺も財政及び上司のほうとも相談しながら進めていきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 先ほど一部事務組合の負担金、この年度末で2,000万円というふうなことの説明がございましたけれども、非常にこの時期でもこういうことがあるのかなというふうに思っておりました。

それに絡むことなんですけれども、国勢調査人口、それから交付税の単位費用、あるいはその補正係数が絡むというお話だったんですが、今回のこの補正予算の事業の中でそういうことが反映されている事業があるのかないかの確認をしたいと思っております。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 黒川行政事務組合の負担金に関するご質問でございます。

先ほど総務課長が消防の負担金の関係で、令和2年の国勢調査の人口等の数値によって増減の補正でというお話をさせていただきました。今般の基準財政需要額の確定に伴います令和2年の国勢調査人口と、あとは段階補正、密度補正なりのそれぞれの数値は用いております。基本的に衛生費なり各会計ごとの負担金の減額、あとは過分に既に負担金を支払っている部分につきましてはそれらも加味して既に戻入れ処理をしているところでございまして、全般的に令和2年の国勢調査人口等を反映しているものでございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ついて

議長（細川運一君） 日程第3、議案第18号、令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第18号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第18号別紙、令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,545万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億745万2,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税197万円の増、滞納繰越分の収入見込みによる増額でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金1,628万円の増、1節普通交付金は療養給付費の算出増額相当分でございます。2節特別交付金は交付見込みによる増額でございます。

2目災害臨時特例補助金13万1,000円の増、確定によるものでございます。

次のページ、7ページをお開き願います。

5款1項1目一般会計繰入金373万4,000円の減、事業費確定によるものでございます。

7款1項延滞金加算金及び過料、3項雑入は、いずれも見込みによる増額でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費141万8,000円の減、2節から4節は人件費分の補正で、12節委託料、13節使用料及び賃借料は事業確定による減額でございます。

2目連合会負担金2万5,000円の減額につきましても、確定による減額でございます。

次のページ、9ページをお開き願います。

2項1目賦課徴収費41万8,000円の減、事業確定による減額でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1,600万円の増、3月支給決定分までの見込みによるものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費83万4,000円の減、事業終了等による減額でございます。10ページをお開き願います。

5款2項1目特定健康診査等事業費は、財源の入替えでございます。

9款予備費214万7,000円の増額については、財源調整でございます。

11ページは給与費明細書でございます。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第19号、令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明は議案第19号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,082万円

とするものでございます。

第2条は、地方債の補正についてでございます。第2表でご説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正、変更といたしまして、流域下水道事業債限度額330万円につきまして全額減額し、ゼロとするものでございます。

事項別明細書で内容につきまして説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

初めに、歳入について。

1款1項1目下水道事業負担金300万1,000円の増です。それぞれ収入見込み確定によるものでございます。

2款1項1目下水道使用料996万円の増です。使用料見込みによるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金1,035万8,000円の減です。財源調整となります。

4款繰越金8万3,000円の減です。こちらの繰越金につきましては、9月の定例会のほうで補正させていただいておりましたが、その際に明許繰越分の財源も含めて補正していたことから、その分の8万3,000円を今回減額させていただくものでございます。大変申し訳ございません。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目下水道事業債330万円の減です。流域下水道事業債の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてです。

1款1項1目総務管理費63万4,000円の増です。主なものといたしまして、18節と26節、それぞれ説明記載のとおりとなっております。

2目管渠管理費9万4,000円の増です。人件費の補正と10節の需用費は修繕料といたしまして五反田ポンプ場の修繕費分を見込んでいるものでございます。

2項2目流域下水道建設費145万7,000円の減です。吉田川流域下水道建設負担金確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項2目利子5万1,000円の減につきましては、確定によるものです。

次のページ、給与費明細書につきましては後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 1点だけ。歳出で流域下水道建設負担金減額、これ、大衡でこの金額の減額、関係自治体からするとそれ相応の金額、減額になっていると思うんですが、当年度で減額に至った事業は何だったのか、それだけを伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） すみません。詳細の部分をちょっと持ち合わせていなかったんですが、吉田川の下水道処理場の1基増設工事を行っておりまして、その分に係る工事費の建設負担金となっております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第20号、令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案第20号別紙でご説明申し上げますので、1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,315万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,691万6,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料3節滞納繰越分普通徴収保険料の増、17万1,000円の増額で、収入見込みによる増額でございます。

3款1項1目介護給付費負担金331万円の減、実績見込みによる減額でございます。

2項1目調整交付金39万2,000円の減。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1万7,000円の減。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）26万7,000円の減。

次のページをお願いします。

7目その他補助金交付金11万円の減、これらの国庫補助につきましては事業費減額によるものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金440万1,000円の減、2目地域支援事業交付金1万8,000円の減につきましても、事業費減額によるものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金93万6,000円の減、給付費見込みによる減額でございます。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）8,000円の減。

次のページをお願いいたします。8ページでございます。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）13万3,000円の減につきましては、事業費減額によるものでございます。

7款1項1目介護給付費繰入金203万7,000円の減、給付費見込みによる減額でございます。

2目その他一般会計繰入金155万7,000円の減、人件費及び事務費減額によるものでございます。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）8,000円の減。

4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）13万3,000円の減につきましては、事業費減額によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費13万7,000円の減、人件費の減額並びに事業完了に伴う減額

でございます。

2項1目賦課徴収費6万1,000円の減、11節役務費5,000円の増はコンビニ収納及び口座振替手数料見込みによるもので、13節使用料及び賃借料の6万6,000円減につきましてはシステムレンタルの減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3項2目認定審査会共同設置負担金18節負担金補助及び交付金61万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましては黒川地域行政事務組合の負担金減額によるものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費1,200万円の減。

2目施設介護サービス給付費600万円の増。

5目居宅介護サービス計画給付費、こちらにつきましては事業費予算入替でございます。

6目地域密着型介護サービス給付費100万円の減。

1目、2目、5目、6目につきましては、給付費見込みによるものでございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。

2項1目高額介護サービス等費130万円の減、こちらも給付費見込みによるものでございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費500万円の減、こちらも同様でございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費7万1,000円の減、会計年度任用職員での対応により減額とするものでございます。

2項1目一般介護予防事業費1,000円の増、人件費に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項1目総合相談事業費3万3,000円の減、人件費減額によるものでございます。

4目任意事業費151万5,000円の減、事業完了によるものでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金323万円の増、計画期間に基づく積立てでございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目予備費65万3,000円の減、こちらにつきましては財源調整でございます。

14ページの給与費明細書につきましては、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第21号、令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明は議案第21号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,681万8,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入について。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料123万3,000円の増です。見込みによるものです。

4款1項1目一般会計繰入金101万8,000円の減です。調整によるものです。

次のページをお願いいたします。

歳出についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費25万7,000円の増です。人件費の補正と、10節需用費、修繕料の増額と、11節役務費、手数料の減額は、見込みによるものです。18節負

担金補助及び交付金は、説明記載確定によるものです。

2款1項2目利子4万2,000円の減につきましては、確定によるものです。

次のページ、給与費明細書は後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないよう
です。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第22号、令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算
の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第22号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第22号別紙、令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に
歳入歳出それぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
5,790万1,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料27万7,000円の増、2目普通徴収保険料38万9,000円の
増、それぞれ収入見込みによる増額でございます。

3款1項1目事務費繰入金17万5,000円の減、人件費及び事務費確定による減額でご

ざいます。

7ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費6,000円の増、職員人件費分の増額でございます。

2項1目徴収費18万1,000円の減、事業確定による減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金66万6,000円の増、歳入でご説明申し上げました保険料の増額によるものでございます。

8ページは給与費明細書でございます。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第23号 令和3年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第23号、令和3年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 説明は議案第23号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条は、総則についてでございます。令和3年度大衡村水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出についてでございます。令和3年度大衡村水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益と支出の第1款水道事業費用にそれぞれ1,972万9,000円を追加し、2億6,278万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条につきましては、資本的収入について定めたものでございます。予算第4条本文括弧書き中「過年度損益勘定留保資金3,387万9,000円」を「過年度損益勘定留保資金2,775万9,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的収入の第1款資本的収入に612万円を追加し、879万円とするものでございます。内容につきまして予算説明書でご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入について。

第1款1項1目給水収益1,500万円の増につきましては、水道使用料見込みによるものです。

3目その他営業収益10万9,000円の増につきましては、給水装置設計審査手数料等の見込みによるものとなっております。

2項3目水道加入金462万円の増につきましては、見込みによるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

支出について。

第1款1項2目配水及び給水費254万9,000円の減です。5節委託料につきましては、各種委託業務精算見込みによるものです。7節修繕費につきましては、緊急修繕対応に係る補正となっております。

4目総係費47万8,000円の減につきましては、人件費の補正と、13節、19節につきましては見込みによるものとなっております。

6目資産減耗費10万8,000円の増につきましては、善川遊水地関連の管布設替え工事に係る除却費の補正となっております。

3項1目過年度損益修正損78万5,000円の増につきましては、不納欠損見込み11件分となっております。

次のページをお願いいたします。

4項1目予備費2,186万3,000円の増は、調整によるものです。

次のページをお願いいたします。

資本的収入についてです。

1款1項1目開発負担金65万6,000円の増につきましては、収入見込みによるものです。

2項1目工事負担金546万4,000円の増につきましては、善川遊水地関連の水道管布設替え工事に係る国からの補償金分となっております。

次ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今説明あった中で7ページ、特別損失の不納欠損ということで11件だということで、そういったものの金額ですね。それぞれあるのかどうかを含めて、どの程度の1件つきの金額が、また、年度とか、そういったものについてお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 不納欠損につきましては11件分を予定しておりまして、内訳といたしましては、消息不明となっているものが4件で5万1,160円、会社関係で解散、倒産しているものにつきまして3件、9万6,293円、相続放棄等によるものといたしまして63万6,758円となっております。

年度につきましては、古いもので平成21年度から令和2年度までのトータルといたしましての金額となっております。

1件ごとといたしましては、一番大きいものでは45万8,000円ほどとなっております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 水道の場合も不納欠損の何というか、認定するものの年限というものあるんでしょうけれども、この相続によるものというのは、いわゆるどうしようもない

と言え失礼なんですけれども、相手がはっきりしないとか、それからあまりにも多人数とか、そういったものにすれば金額的には一番大きいような気がするんですけども、そういったものについてはどのようなことになっているのでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 債権のこういったものにつきまして、相続財産関係を相続放棄されたものにつきましてはそのままその債権が移行されないということで、その部分につきましては私債権管理条例に基づいて放棄をしたいと考えております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 24号 令和4年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第 10 議案第 25号 令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 11 議案第 26号 令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第 12 議案第 27号 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 13 議案第 28号 令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて

日程第 14 議案第 29号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第 15 議案第 30号 令和4年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。日程第9、議案第24号、令和4年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第10、議案第25号、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第11、議案第26号、令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第12、議案第27号、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第13、議案第

28号、令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第14、議案第29号、令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第15、議案第30号、令和4年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第24号から日程第15、議案第30号までの7件の議案を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明は概要、要点についてのみを簡潔に説明願います。

企画財政課長、一般会計について説明願います。

企画財政課長（残間文広君） それでは、令和4年度各種会計予算書によりご説明いたします。

1ページをお開き願います。

議案第24号、令和4年度大衡村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算に係る規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ42億9,000万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為に係る規定で、第2表でご説明いたします。

第3条は、地方債に係る規定で、第3表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金に係る規定で、借入れの最高額を3億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算の流用の規定です。

次に、7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為です。5件あります。

1件目、令和4年度大衡村中小企業振興資金損失補償料、期間は令和5年度から令和14年度まで、限度額は170万円です。

2件目、令和4年度大衡村中小企業振興資金融資利子補給金、期間が令和5年度から令和12年度まで、限度額は200万円です。

3件目、令和4年度小規模事業者経営改善資金利子補給金、令和5年度から令和7年

度までで、限度額は70万円。

4 件目、令和 4 年度万葉のびのび子育て支援事業、期間が令和 5 年度から令和 6 年度まで、限度額は記載のとおりの子育て支援券の交付を受けた者が使用した支援券の合計額でございます。

5 件目、令和 4 年度大衡村学校給食センター整備事業、期間が令和 5 年度で、限度額は 5 億800万円です。

次のページ、8 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債です。

最初に、道路橋梁整備事業債で限度額が3,820万円、北四番丁大衡線街路事業、榎田戸口線舗装補修事業、小沓掛榎田線舗装補修事業、村道平林線改良事業へ充当するものです。

次に、辺地対策事業債は限度額が3,730万円、長町小沼田前線外 1 改良舗装事業、大瓜地区テレビ共同受信施設整備事業、住民バス購入事業に充当するものです。

次に、公園整備事業債は限度額が720万円、公園施設長寿命化対策事業に充当するものです。

次に、消防債は限度額が130万円、職員参集防災情報メール配信サービス導入事業に充当するものです。

次に、臨時財政対策債は限度額が 2 億円です。

次に、9 ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

まず、歳入です。

1 款村税14億3,166万9,000円、前年度比4.5%の増で、内訳は、個人村民税、固定資産税、軽自動車税で増額、法人村民税とたばこ税で減額となっています。

2 款地方譲与税5,042万3,000円。

3 款利子割交付金21万2,000円。

4 款配当割交付金133万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金151万7,000円。

6 款法人事業税交付金3,449万4,000円、前年度比863万円の増です。

7 款地方消費税交付金 1 億8,303万1,000円、前年度比1,480万9,000円の増です。

8 款ゴルフ場利用税交付金1,347万8,000円。

9 款環境性能割交付金485万2,000円。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金2,350万円。

11款地方特例交付金500万円。

12款地方交付税6億円、昨年と同額にて計上しております。

13款交通安全対策特別交付金120万円。

14款分担金及び負担金77万7,000円。

15款使用料及び手数料9,030万7,000円。

16款国庫支出金4億450万5,000円、17.3%の減で、負担金では児童福祉費負担金及び疾病予防対策事業負担金の減、補助金では道路費補助金の減、交付金では特定防衛施設周辺整備調整交付金の減が主なものです。

17款県支出金2億1,155万2,000円、8.6%の減で、負担金では国費同様、児童福祉費負担金の減が主なもので、補助金では教育費補助金、振興総合補助金の減が主なものです。

18款財産収入5,386万円。

19款寄附金360万1,000円。

20款繰入金8億1,423万9,000円、これにつきましては32.1%の増となっており、給食センター整備事業に伴う特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金の増が主なものです。

21款繰越金1,000万円。

22款諸収入6,644万4,000円、140.8%の増となっており、工業団地造成に伴う県土地開発公社からの受託事業で文化財調査受託金が主なものです。

23款村債2億8,400万円、11.6%の減となっております。

歳入合計につきましては、42億9,000万円です。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費8,680万8,000円。

2款総務費6億8,733万3,000円、3.7%の増となっており、コンピューター管理費及び演習場周辺整備対策費に係る給食センター設置基金への積立金が増額の主な要因でございます。

3款民生費9億6,459万7,000円、1.1%の減です。

4款衛生費3億6,841万8,000円、4.2%の減です。環境衛生費の人件費の減が主な要

因です。

5 款農林水産業費 1 億2,475万4,000円、28.9%の減で、農業振興費及び農地費の減が主なものです。

6 款商工費 1 億5,229万9,000円、0.2%の増です。

7 款土木費 5 億239万6,000円、20.8%の減で、尾西中山線の完了が主な減額要因です。

8 款消防費 1 億9,718万1,000円、21.1%の増で、黒川行政の負担金が主な増額要因です。

9 款教育費 7 億4,377万6,000円、79.9%の増で、給食センター整備事業が主な増額要因です。

10 款災害復旧費6,770万2,000円、8.5%の増で、排水処理施設改修に係る設計業務が主な増額要因です。

11 款公債費 3 億7,703万3,000円。

12 款諸支出金1,000円。

13 款予備費1,770万2,000円。

歳出合計も歳入と同額、42億9,000万円です。

予算書、飛びまして110ページから115ページまでは給与費の明細書です。116ページから120ページまでは債務負担行為の一覧表です。121ページにつきましては地方債関係の調書ですので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

一般会計につきましては以上です。

議長（細川運一君） 住民生活課長、国保会計、後期高齢会計の説明をお願いします。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、国民健康保険事業勘定特別会計についてご説明いたします。

予算書122ページをお開き願います。

令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,200万円と定めるもので、前年度より300万円の減でございます。

第2条は、一時借入金の規定でございます。借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用規定でございます。

予算の内容につきましては事項別明細書で説明申し上げますので、128ページをお開

き願います。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税7,907万4,000円、前年比242万2,000円の増でございます。令和4年度につきましては、前年度に決定した保険税を基に、1 節医療給付費分、2 節後期高齢者支援金分につきましては世帯数643世帯、被保険者数1,049人、介護納付金分につきましては世帯数239世帯、被保険者数280人で算出しております。

次のページ、129ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目督促手数料3万円は、前年同額でございます。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金3億2,806万4,000円、1 節普通交付金は保険給付費相当分でございます。2 節特別交付金は、保険事業や保険者努力支援分に対する交付金でございます。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金1万円、財政調整基金の利子相当分を計上させていただいております。

次のページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金4,266万円、人件費及び事務費に係る所要額を計上させていただいております。

2 項 1 目財政調整基金繰入金2,500万円、財政の安定化を図る財政調整分でございます。

6 款繰越金700万円、令和3年度決算繰越分としての計上でございます。

次のページをお開き願います。

7 款諸収入につきましては、科目設定としての計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

132ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費1,214万6,000円、職員1名分の人件費及び事務費でございます。主なものは、人件費のほか、10 節需用費のうち保険証等の印刷製本費として30万8,000円、12 節委託料はシステム保守等の電算委託料が100万7,000円、システム改修費を含む業務委託料分として85万6,000円でございます。

次のページ、133ページをお開き願います。

2 目連合会負担金49万8,000円、宮城県国保連合会に対する負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費186万8,000円の主なものといたしましては、賦課徴収に係る納付

書等の印刷及び委託料のほか、13節使用料及び賃借料はコンビニ収納システムソフトウェアのレンタル料でございます。

2目納付奨励費138万3,000円につきましては、納税組合等に対する納付奨励事業費でございます。

次のページをお開き願います。

3項1目運営協議会費18万6,000円、国保運営協議会の委員に対する報酬並びに費用弁償が主なものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2億7,590万円、2目一般被保険者療養費260万円、3目審査支払手数料125万1,000円でございますが、過去の実績を踏まえて計上させていただきます。

2項1目一般被保険者高額療養費3,845万円につきましても、過去の実績を参考に計上しております。

135ページをお開き願います。

2目一般被保険者高額介護合算療養費3項移送費につきましては科目設定でございます。4項出産育児諸費210万2,000円は出産5件分、次のページをお開き願います。5項葬祭諸費50万円につきましては10件分、6項傷病手当金は科目設定でございます。

3款1項医療給付費分7,939万2,000円、2項後期高齢者支援金等分3,063万3,000円、次のページをお開きいただきまして、3項介護納付金分978万8,000円につきましては、県より示された納付金額を計上しております。

4款1項共同事業拠出金1,000円につきましては、退職医療制度に係る国保連合会に拠出する事務費でございます。

5款1項1目保健衛生普及費168万円は、医療費の適正化を図るため、レセプト点検員の人件費、各種啓発用パンフレットの作成費、医療費通知に係る費用でございます。

次のページをお開き願います。

2目疾病予防費の主なものは、12節委託料30万円、脳ドックの委託料でございます。

2項1目特定健康診査等事業費914万4,000円、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用でございます。

6款1項1目財政調整基金積立金1万1,000円、財政調整基金利子の積立てを見込んでいます。

139ページをお開き願います。

7 款公債費、8 款諸支出金につきましては科目設定でございまして、次のページ、9 款予備費1,329万4,000円につきましては財源調整でございまして。

141ページから146ページにつきましては給与費明細でございまして、後ほどご覧いただければと存じます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

217ページをお開き願います。

令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございまして。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,830万円と定めるもので、前年度より280万円の増でございまして。

第2条は、歳出予算の流用規定でございまして。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、222ページをお開き願います。

歳入でございまして。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料2,357万5,000円、前年比9.56%の増でございまして。2 目普通徴収保険料1,205万円、前年比0.95%の減でございまして。1 目、2 目とも前年度の実績を基に計上しております。

2 款 1 項手数料につきましては、前年度同額を計上しております。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金748万7,000円は人件費を含めた事務費等の繰入れ分で、2 目保険基盤安定繰入金1,513万9,000円につきましては、低所得者等に対する法定軽減分を県が4分の3、村が4分の1の割合で繰り入れるものでございまして。

次のページをお開き願います。

4 款繰越金、5 款諸収入につきましては、前年同額の計上で科目設定でございまして。

続きまして、歳出でございまして。

225ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費601万1,000円、職員1名分の人件費が主なものでございまして。

次のページをお開き願います。

2 1 徴収費147万6,000円、納税組合等に対する納税奨励事業費及び納付書等の印刷製本費のほか、13節使用料及び賃借料はコンビニ収納システムのレンタル料でございまして。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金5,061万5,000円、被保険者からの保険料

と保険基盤安定負担金を合わせ、広域連合へ納付するものでございます。

次のページをお開き願います。

3 款諸支出金につきましては、前年同額の計上でございます。

4 款予備費15万7,000円につきましては、財源調整でございます。

228ページから232ページについては給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、国民健康保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療特別会計について説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長、下水道、戸別合併、水道会計の説明をお願いします。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、予算書147ページをお願いいたします。

議案第26号、下水道会計についてでございます。

令和4年度大衡村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,600万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為についてでございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債についてでございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条は、一時借入金についてで、最高額を2,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用についてでございます。

次に、150ページ、第2表をお願いいたします。

債務負担行為についてでございます。

公営企業法適用化移行業務の期間が令和5年度、限度額を425万7,000円とするものでございます。

令和4年度水洗便所改造資金利子補給、期間が令和5年度から令和8年度、限度額を15万円とするものでございます。

令和4年度水洗便所改造資金損失補償、期間が令和5年度から令和8年度、限度額を記載のとおりとするものでございます。

次に、第3表、151ページをお願いいたします。

地方債についてでございます。

特定環境保全公共下水道事業債の限度額を7,120万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。

154ページをお願いいたします。

初めに、歳入について。

1 款 1 項 1 目下水道事業負担金25万1,000円は、説明記載のとおりです。

2 款 1 項 1 目下水道使用料1億10万円、現年度分につきましては前年度比2%増を見込んでおります。

2 項 1 目手数料5万円につきましては、1 節排水設備工事責任技術者手数料5名分、2 節排水設備指定工事店登録手数料4社分となっております。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目不動産売払収入4,017万円です。こちらにつきましては、国道4号拡幅関連の下水道管移設工事に係る国土交通省からの補償金の計上となっております。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金1億2,367万7,000円。

5 款 1 項 1 目繰越金50万円。

6 款 1 項 1 目雑入5万1,000円。

2 目消費税還付金につきましては、科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

延滞金につきましては、廃項整理となっております。

7 款 1 項 1 目下水道事業債7,120万円、こちらも国道4号拡幅関連の下水道管移設工事に係る起債充当分となっております。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出につきまして、157ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目総務管理費6,640万円、主なものといたしまして、12節委託料は公営企業法適用化移行業務及び水道事業への使用料徴収事務委託分となっております。また、18節のうち吉田川流域下水道維持管理負担金4,750万円につきましては、前年度同額を計上しております。

2 目管渠管理費1,602万5,000円、主なものといたしましては、次のページ、12節委託料といたしまして13か所ある下水道マンホールポンプ場の維持管理業務及び流域下水道接続点の水質検査業務などとなっております。

2 項 1 目下水道建設費1億1,418万7,000円、主なものといたしまして、職員1名分の人件費と、14節工事請負費につきまして1億600万円、こちらが国道4号拡幅関連の下水道管移設工事分となっております。

2 目流域下水道建設費457万1,000円は、吉田川流域下水道建設負担金分となっております。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目元金 1 億1,619万6,000円と 2 目利子1,737万2,000円につきましては、令和 3 年度末現在の未償還残高10億235万4,000円に係る償還元金及び利子になっております。

3 款予備費、126万6,000円を計上しております。

歳出については以上となります。

次ページ以降の給与費明細書、債務負担行為調書、地方債調書につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

下水道会計につきましては以上となります。

次に、浄化槽会計について、198ページをお願いいたします。

議案第28号、浄化槽会計でございます。

令和 4 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出の予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,400万円と定めるものでございます。

第 2 条は、債務負担行為についてで、第 2 表でご説明申し上げます。

第 3 条は、地方債についてで、第 3 表でご説明申し上げます。

第 4 条は、一時借入金についてで、最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第 5 条は、歳出予算の流用についてでございます。

続きまして、201ページ、第 2 表をお願いいたします。

債務負担行為についてでございます。

公営企業法適用化移行業務、期間が令和 5 年度、限度額を267万3,000円とするものでございます。

令和 4 年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給金、期間が令和 5 年度から令和 9 年度、限度額を80万円とするものでございます。

令和 4 年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償金、期間が令和 5 年度から令和 9 年度、限度額は記載のとおりです。

次のページ、202ページをお願いいたします。

第 3 表地方債についてでございます。

合併処理浄化槽整備事業の限度額を750万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして205ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

初めに、歳入について。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金51万5,000円は、浄化槽5基分を計上しております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,688万1,000円、前年度比5%増です。

2項1目手数料2,000円は、説明記載の科目設定となっております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金178万円、浄化槽5基設置分に係る交付金で補助率3分の1となっております。

次のページをお願いいたします。

4款1項他会計繰入金1,722万円は、一般会計からの繰入金となっております。

5款繰越金、10万円を計上しております。

6款諸収入につきましては、それぞれ科目設定です。

延滞金、加算金及び過料につきましては、廃項整理です。

7款1項1目下水道事業債750万円、浄化槽5基設置分に係る起債となっております。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出について、次のページをお願いいたします。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費3,430万7,000円、主なものといたしまして、職員1名分の人件費と、12節委託料は浄化槽の保守点検清掃委託料のほか、公営企業法適用化移行業務が主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

2目合併処理浄化槽建設費563万9,000円は、浄化槽5基設置分の工事費が主なものです。

2款1項1目元金及び2目の利子につきましては、令和3年度末未償還残高7,060万6,000円に係る償還元金及び利子になります。

3款予備費につきましては、108万4,000円を計上しております。

次ページ以降の給与費明細書、債務負担行為調書、地方債調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

浄化槽会計につきましては以上となります。

次に、水道会計について、233ページをお願いいたします。

議案第30号、水道会計でございます。

第1条は、総則についてで、令和4年度大衡村水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量で、給水戸数が1,730戸、年間総給水量が86万立方メートル、1日平均給水量が2,356立方メートルとしております。

第3条は、収益的収入及び支出についてで、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものです。

収入、第1款水道事業収益と支出の第1款水道事業費用、それぞれ2億3,619万8,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出についてです。収入の第1款資本的収入3億3,479万6,000円、支出の第1款資本的支出3億5,822万4,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,342万8,000円は過年度損益勘定留保資金2,342万8,000円で補填するものでございます。

なお、4条予算につきましては、前年度比3億3,734万円の増、率にして1,615.3%の増となっておりますが、国道4号拡幅関連に伴い、支障となる移設工事の関係によるものとなっております。

第5条は、一時借入金についてで、限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、237ページの実施計画で内容につきまして説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入及び支出の収入の部について。

1款1項1目給水収益2億円につきましては、前年度同額を計上しております。

2項営業外収益3,407万3,000円、主なものといたしましては、5目の雑収益593万4,000円は下水道及び浄化槽の料金の徴収事務委託料、6目の長期前受金戻入につきましては2,605万6,000円を計上しております。

3項特別利益につきましては、科目設定です。

239ページをお願いいたします。

支出の部です。

1款1項営業費用2億2,203万9,000円のうち主なものといたしましては、原水及び浄水費1億3,233万7,000円は大崎広域水道からの受水費で、前年度比マイナス0.6%を計

上しております。

2目の配水及び給水費につきましては、計装設備の保守点検、メーター交換の業務委託料、それと漏水等に対する修繕費を計上しているものでございます。

4目総係費につきましては、職員2名分の人件費とメーター検針、水質検査手数料、電算のシステムリース料などとなっております。

減価償却費につきましては、4,453万2,000円を計上しております。

2項の営業外費用939万1,000円は、備考に記載のほか、支払消費税として500万円を計上しております。

3項の特別損失につきましては、科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

4項予備費につきましては、441万5,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入について。

1款1項開発負担金は、科目設定です。

2項の工事負担金につきましては、国道4号上水道管の移設工事となっております。

3項企業債につきましても、同じく国道4号関連の起債借入れ分となっております。

次のページをお願いいたします。

1款1項建設改良費3億4,093万6,000円につきましては、備考記載のとおり、国道4号拡幅関連の水道管移設工事費が主なものとなっております。

2項企業債償還金1,728万8,000円につきましては、令和3年度末現在の残高1億17万8,000円に係る償還元金となっております。

なお、以上の詳細につきましては258ページ以降の予算説明書に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、次ページ以降のキャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書につきましても、後ほどご覧いただければと思います。

都市建設課所管分につきましては以上となります。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長、介護保険会計の説明をお願いします。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、予算書168ページをお願いします。

令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億

4,380万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為の設定に係る規定で、第2表でご説明いたします。

第3条は、一時借入金の規定で、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

第4条は、歳出予算の流用規定で、人件費の流用に関して定めるものです。

171ページをお願いします。

第2表債務負担行為です。大衡村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務に係る期間を令和5年度とし、限度額を358万6,000円とするものです。

歳入歳出予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、174ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料1億4,242万5,000円、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の1号被保険者推計1,750人のうち、所得段階補正後の被保険者数1,700人で算出しております。

2款使用料及び手数料は、督促手数料分として科目設定でございます。

3款1項1目介護給付費負担金1節現年度分1億30万1,000円は、第8期介護保険事業計画に基づく給付費見込額に法定負担率の施設サービス分15%、その他サービス分20%相当分を算出したものとなっております。

次のページをお願いします。

2項1目調整交付金2,305万2,000円は、調整基準給付費見込額の交付見込み率、令和4年度見込みの4.25%を計上しております。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）の現年度分、合わせて1,338万3,000円につきましては、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率に基づき計上しており、5目保険者機能強化推進交付金50万円、6目保険者努力支援交付金50万円につきましては、前年実績に基づき計上しております。7目その他補助金交付金につきましては、科目設定でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金の現年度分、合わせて1億6,294万円につきましては、標準給付費見込額に法定負担率27%で計上しております。

5款1項1目介護給付費負担金1節現年度分8,852万6,000円につきましても、標準給付費見込額に法定負担率、施設サービス分17.5%、その他サービス分12.5%で計上しております。

2項財政安定化基金支出金につきましては、科目設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、次のページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・社会保障充実分)の県補助金でございますが、現年度分を合わせて669万4,000円につきましては、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率を掛けて計上しております。

6款財産収入は、介護保険給付費準備基金の利子相当を計上しております。

7款1項一般会計繰入金でございますが、1目から178ページの6目までの合計1億544万7,000円につきましては、介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分、それから職員1名分の人件費及び事業費分を計上しております。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、科目設定でございます。

179ページをお願いいたします。

8款1項1目介護サービス計画収入2,000円、前年度比169万7,000円の減額でございますが、要支援認定者に対する介護予防プランのケアプラン収入ですが、令和4年度より地域包括支援センターを委託するため減額となり、月遅れ分を見込んでの科目設定となります。

9款繰越金から10款諸収入につきましては、科目設定でございます。

次に、181ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費968万7,000円、主なものは、2節から4節までは職員1名分の人件費、12節委託料257万4,000円は第9期介護保険事業計画策定業務委託料となっております。

次のページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費、2目納入奨励費、合わせて137万2,000円ですが、主に納付書等の印刷、コンビニ収納システムレンタル料並びに保険料完納奨励金となっております。

3項1目認定調査等費434万4,000円は、介護認定調査等の経費で、年間275件分を計上しております。

次のページをお願いします。

2目認定審査会共同設置負担金177万6,000円は、黒川地域行政事務組合の介護認定審査会に係る負担金となっております。

4項1目運営協議会費9万4,000円、こちらは介護保険運営協議会開催に係る経費で、委員6名の報酬、費用弁償となっております。

2款1項介護サービス等諸費から185ページの4項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費5億7,945万円につきましては、第8期介護保険事業計画に基づくそれぞれのサービス給付見込額を過去実績等も鑑みまして計上しております。

186ページをお願いします。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費750万円につきましては、サービス利用に係る国保連支払い分となっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費80万6,000円、こちらは介護予防システムの保守料及びリース料となっております。

3目総合事業費精算金につきましては、科目設定でございます。

2項1目一般介護予防事業費740万6,000円、こちらは保健師1名分の人件費となっております。

187ページをお願いします。

3項1目総合相談事業費2,200万円で、12節委託料でございます。こちらは地域包括支援センター運営業務に係る委託料で、令和4年度から村直営型から大衡村社会福祉協議会が運営業務を受託することとなるため、地域のケアマネジメントを総合的に行うための介護予防ケアマネジメントや総合相談、支援など、包括的支援事業に係る事業費と事業に携わる専門職3名分の人件費相当分を委託料として計上しております。

2目権利擁護事業費8,000円につきましては、成年後見制度利用のための支援に充てる経費として、科目設定でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2万2,000円、こちらはケアマネジャーの資質向上に係るケアマネ・ケアスタッフ研修会の経費となっております。

4目任意事業費755万2,000円、主なものとしては、12節委託料289万5,000円は配食サービス、介護者の集いなどの経費で、19節扶助費457万円は紙おむつ支給事業に係る経費となっております。

次のページをお願いします。

5目在宅医療介護連携推進事業につきましては、事務費分でございます。

生活支援体制整備事業費及び認知症総合支援事業費につきましては、地域包括支援センター委託により廃目となっております。

4項1目審査支払手数料3万円は、審査機関への支払い分でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金1,000円は、基金利子積立で相当分となっております。

189ページをお願いします。

5款公債費と6款諸支出金につきましては、科目設定でございます。

190ページをお願いします。

7款予備費163万2,000円は、財源調整としております。

191ページから196ページまでは給与費明細書、197ページは債務負担行為に係る調書となっておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。ただいま議題となっております令和4年度大衡村各種会計予算7件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、令和4年度大衡村各種会計予算7件の議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました7件の議案については、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月11日まで審査を終了するよう期限をつけたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は来る3月11日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、予算審査特別委員会において、委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は委員長、副委員長が決定次第、開きます。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長に遠藤昌一君、副委員長に佐々木金彌君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。予算審査特別委員会並びに議案調査のため、3月4日から3月10日までの7日間を休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、3月4日から3月10日までは休会とすることに決定をいたしました。

なお、3月11日の会議は予算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時15分 散会